

改正案	現行
<p>第五条 別表第三に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものの表示の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五項から第八項まで、第十六項及び第十九項において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい食品又は添加物にあつては、消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。以下同じ。）である旨の文字を冠したその年月日及びその他の食品又は添加物にあつては、賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。）である旨の文字を冠したその年月日</p>	<p>第五条 別表第三に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものの表示の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五項から第八項まで、第十六項及び第十九項において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい食品又は添加物にあつては、消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の食品又は添加物の劣化に伴う衛生上の危害が発生するおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。以下同じ。）である旨の文字を冠したその年月日及びその他の食品又は添加物にあつては、品質保持期限（定められた方法により保存した場合において、食品又は添加物のすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。以下同じ。）である旨の文字（当該期限と同一の期限を示す文字として適当であるものとして厚生労働大臣が定める文字を含む。以</p>

ハ〜フ (略)

コ 鶏の殻付き卵(生食用のものに限る。)(にあつては、生食用である旨、摂氏十度以下で保存することが望ましい旨及び賞味期限を経過した後は飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨

エ〜モ (略)

二〜四 (略)

(略)

第一項第一号の規定にかかわらず、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三月を超える場合にあつては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月の表示をもつて賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。

第一項第一号の規定にかかわらず、別表第三第二号に掲げる食品、同表第三号に掲げる食品のうちガラス瓶(紙栓せんを付けたものを除く。)(又はポリエチレン製容器包装に収められたもの、同表第十一号口に掲げる食品(缶詰、瓶詰、たる詰又はつぼ詰のものを除く。)(、同号八に掲げる食品、同表第十二号に掲げる食品又は加工食品及び同表第十四号に掲

下同じ。)(を冠したその年月日

ハ〜フ (略)

コ 鶏の殻付き卵(生食用のものに限る。)(にあつては、生食用である旨、摂氏十度以下で保存することが望ましい旨及び品質保持期限を経過した後は飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨

エ〜モ (略)

二〜四 (略)

(略)

第一項第一号の規定にかかわらず、製造又は加工の日から品質保持期限までの期間が三月を超える場合にあつては、品質保持期限である旨の文字を冠したその年月の表示をもつて品質保持期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。

第一項第一号の規定にかかわらず、別表第三第二号に掲げる食品、同表第三号に掲げる食品のうちガラス瓶(紙栓せんを付けたものを除く。)(又はポリエチレン製容器包装に収められたもの、同表第十一号口に掲げる食品(缶詰、瓶詰、たる詰又はつぼ詰のものを除く。)(、同号八に掲げる食品、同表第十二号に掲げる食品又は加工食品及び同表第十四号に掲

げる添加物にあつては、消費期限又は賞味期限である旨の文字を冠したその年月日(以下「期限」という。)及びその保存の方法の表示(法第七条第一項の規定により保存の方法の基準が定められた食品又は添加物にあつては、期限の表示)を省略することができる。

げる添加物にあつては、消費期限又は品質保持期限である旨の文字を冠したその年月日(以下「期限」という。)及びその保存の方法の表示(法第七条第一項の規定により保存の方法の基準が定められた食品又は添加物にあつては、期限の表示)を省略することができる。

改正案	現行
<p>第七条 (略)</p> <p>2 前項の表示は、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるときに当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載して行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下この号において同じ。)</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい乳にあつては、消費期限(定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。以下同じ。)(である旨の文字を冠したその年月日及びその他の乳(常温保存可能品(牛乳、部分脱脂乳、脱脂乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填してんしたものであつて、食品衛生上摂氏十度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものをいう。</p>	<p>第七条 (略)</p> <p>2 前項の表示は、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるときに当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載して行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下この号において同じ。)</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい乳にあつては、消費期限(定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の食品の劣化に伴う衛生上の危害が発生するおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。以下同じ。)(である旨の文字を冠したその年月日及びその他の乳(常温保存可能品(牛乳、部分脱脂乳、脱脂乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填してんしたものであつて、食品衛生上摂氏十度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものをいう。以</p>

以下同じ。()を除く。()にあつては、賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であつても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。()である旨の文字を冠したその年月日

へ (略)

ト 常温保存可能品にあつては、常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠したその年月日

チ (略)

三 乳製品

イール (略)

ヲ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい乳製品にあつては、消費期限である旨の文字を冠したその年月日及びその他の乳製品(常温保存可能品を除く。()にあつては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月日

ワ (略)

カ 常温保存可能品にあつては、常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠したその年月日

ヨ (略)

四 乳又は乳製品を主要原料とする食品

下同じ。()を除く。()にあつては、品質保持期限(定められた方法により保存した場合において、食品のすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。以下同じ。()である旨の文字(当該期限と同一の期限を示す文字として適当であるものとして厚生労働大臣が定める文字を含む。以下同じ。()を冠したその年月日

へ (略)

ト 常温保存可能品にあつては、常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における品質保持期限である旨の文字を冠したその年月日

チ (略)

三 乳製品

イール (略)

ヲ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい乳製品にあつては、消費期限である旨の文字を冠したその年月日及びその他の乳製品(常温保存可能品を除く。()にあつては、品質保持期限である旨の文字を冠したその年月日

ワ (略)

カ 常温保存可能品にあつては、常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における品質保持期限である旨の文字を冠したその年月日

ヨ (略)

四 乳又は乳製品を主要原料とする食品

イ ト (略)

チ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化し
やすい乳酸菌飲料にあつては、消費期限である旨の文字を冠したそ
の年月日及びその他の乳酸菌飲料にあつては、賞味期限である旨の
文字を冠したその年月日

リ・ヌ (略)

3・4 (略)

5 第二項の規定にかかわらず、製造又は加工の日から賞味期限までの期
間が三月を超える場合にあつては、賞味期限である旨の文字を冠したそ
の年月の表示をもつて賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表
示に代えることができる。

6 第二項の規定にかかわらず、消費期限又は賞味期限である旨の文字を
冠したその年月日(以下この項において「期限」という。)及びその保存
の方法の表示は、乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。)、クリー
ム、はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料のうち紙、アルミニウム箔はくそ
の他これに準ずるもので密栓した容器に収められたものにあつては、期
限の日の記載をもつて、期限に代えることができ、アイスクリーム類に
あつては、期限及びその保存の方法を省略することができる。

7 1 3 (略)

イ ト (略)

チ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化し
やすい乳酸菌飲料にあつては、消費期限である旨の文字を冠したそ
の年月日及びその他の乳酸菌飲料にあつては、品質保持期限である
旨の文字を冠したその年月日

リ・ヌ (略)

3・4 (略)

5 第二項の規定にかかわらず、製造又は加工の日から品質保持期限まで
の期間が三月を超える場合にあつては、品質保持期限である旨の文字を
冠したその年月の表示をもつて品質保持期限である旨の文字を冠したそ
の年月日の表示に代えることができる。

6 第二項の規定にかかわらず、消費期限又は品質保持期限である旨の文
字を冠したその年月日(以下この項において「期限」という。)及びその
保存の方法の表示は、乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。)、ク
リーム、はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料のうち紙、アルミニウム箔は
くその他これに準ずるもので密栓した容器に収められたものにあつては
、期限の日の記載をもつて、期限に代えることができ、アイスクリーム
類にあつては、期限及びその保存の方法を省略することができる。

7 1 3 (略)